

令和 7 年 8 月 8 日  
復 興 庁

## 令和 8 年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方

令和 8 年度復興庁予算については、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）を踏まえ、「第 3 期復興・創生期間」の初年度において被災地の復興に必要な取組を精力的に進めるため、次の 4 つの方針に沿って概算要求を行っていきます。

1. 原子力災害被災地域においては、避難指示解除の時期等によって異なるそれぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、避難指示が解除された地域における生活環境の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組、移住・定住の促進、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭など、本格的な復興・再生に向けた取組を行うとともに、「創造的復興の中核拠点」として福島国際研究教育機構の取組を推進すること。
2. 地震・津波被災地域においては、心のケア等の被災者支援や子どもに対する支援など、中長期的な対応が必要なものについて、ソフトランディングのため真に必要な範囲で復興施策による対応を行うなど、被災地の復興に向けた取組を進めること。
3. 東日本大震災の記憶と教訓の後世への継承に向け、東日本大震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、これまでの復興期間中に集約・総括される効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を取りまとめ、幅広く普及・啓発等を推進すること。
4. 復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。

### 【本件連絡先】

予算会計企画班 奥山、都築、亀田  
電話：03-6328-0281（直通）